

令和7年 第8回
幕別町選挙管理委員会議案

令和7年9月1日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|---------------------|
| 議案第30号 | 選挙人名簿の定時登録等について |
| 議案第31号 | 令和8年裁判員候補者の選定について |
| 議案第32号 | 令和8年検察審査員候補者の選定について |
-

議案第30号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和7年9月1日
- 2 登録日 令和7年9月1日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和7年4月3日から令和7年6月1日までの転入
 - イ 出生 平成19年7月22日から平成19年9月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和7年5月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消者
 - ア 転出 令和7年3月20日から令和7年4月30日までの転出
 - イ 死亡 令和7年7月21日から令和7年9月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和7年9月1日までの転出

※令和7年7月2日選挙時登録（前回）

- | | |
|-----|----------|
| 基準日 | 令和7年7月2日 |
| 登録日 | 令和7年7月2日 |

(参考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	07・07・20(選挙期日)			転入		出生		表示登録		転出(△)		死亡(△)		その他		転居		07・09・01(定時)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1	幕別町役場	837	940	1,777	4	5	9				11	9	20	6	6	1		1	831	930	1,761
2	幕別町保健福祉センター	1,015	1,127	2,142	3	1	4	2	2		9	6	15	5	1		2	2	1,004	1,125	2,129
3	糠内コミュニティセンター	180	164	344							2	1	3	2	2	△1	△1		175	163	338
4	塗別ふれあい交流館	238	248	486				1	1	2	1	2	3			△1	△1	△2	237	246	483
5	札内コミュニティプラザ	1,602	1,870	3,472	10	8	18	1	1	2	20	11	31	2	2	2	△1	1	1,593	1,865	3,458
6	曉町近隣センター	789	881	1,670	3	4	7	1	1	2	6	6	12						787	880	1,667
7	札内南コミュニティセンター	1,000	1,224	2,224	7	5	12	3	3	3	21	9	30	4	4		1	8	996	1,217	2,213
8	若草町近隣センター	973	1,226	2,199	4	2	6	4	4	4	8	12	20	1	2	△4	△1	△5	968	1,213	2,181
9	北栄町近隣センター	893	1,010	1,903	8	5	13	4	3	7	9	8	17	2	2	△1	△2	△3	893	1,006	1,899
10	札内北コミュニティセンター	1,870	2,080	3,950	16	21	37	1	3	4	26	20	46	1	1	△4	3	△1	1,856	2,086	3,942
11	忠類コミュニティセンター	649	647	1,296	4	3	7	1	1	1	7	8	15	1	1	1	△1		647	641	1,288
計		10,046	11,417	21,463	59	54	113	15	12	27	1	1	212	14	19				9,987	11,372	21,359
					登録者計 141								抹消者計 245								
					前 回 比				△ 59				△ 45				△ 104				

議案第31号 令和8年裁判員候補者の選定について

1 割当員数 57人

2 選定方法

裁判員制度名簿調製プログラムのくじ機能により、選挙人名簿から裁判員候補予定者57人を選定する。

3 選定結果 別添のとおり

【参考】 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第20条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第21条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2及び3 略

◎裁判員制度

一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める。

◎釧路地裁裁判員裁判対象事件数の推移

令和2年から令和6年までに公判請求された事件のうち、裁判員裁判対象事件の起訴件数及び起訴人数については、次表のとおり。（※釧路地方検察庁HPから）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
裁判員裁判対象事件起訴件数 (件)	5	3	8	7	7
裁判員裁判起訴人数(人)	5	2	8	7	7



〒089-0692

中川郡幕別町本町130番地1

幕別町選挙管理委員会 御中

幕別町長 殿

令和7年8月22日

釧路地方裁判所長 飛澤 知行

— 裁判員候補者の割当員数等について —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、幕別町に57人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、9月24日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

議案第32号 令和8年検察審査員候補者の選定について

1	割当員数	第1群	8人	第2群	8人			
		第3群	7人	第4群	8人	合計	31人	

2 選定方法

裁判員制度名簿調製プログラムのくじ機能により、選挙人名簿から検察審査員候補予定者を選定する。

第1群から第4群までの合計数31人を1回のくじで選定し、その名簿の上位から順に割当員数に応じて第1群から第4群までの候補者とする。

3 選定結果 別添のとおり

【参考】 検察審査会法（昭和23年法律第147号）

第9条 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第1群から第4群までの4群に分け、各群の員数は、それぞれ100人とする。

第10条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第1群から第4群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2及び3 略

◎ 検察審査会制度

検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを、11人の検察審査員が審査する制度。

◎ 検察審査員候補者は、各検察審査会に第1群から第4群までの4群に分けられ、任期は6ヶ月である（法第14条）。

	任期	選出	人数
第1群	2月1日から7月31日まで	前年12月28日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各5人
第2群	5月1日から10月31日まで	3月31日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各6人
第3群	8月1日から翌年1月31日まで	6月30日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各5人
第4群	11月1日から翌年4月30日まで	9月30日まで	名簿100人から検察審査員・補充員各6人



令和 7 年 8 月 22 日

幕別町選挙管理委員会 御中

幕別町長 殿

帯広検察審査会事務局長 宮越美由紀

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第9条1項に基づき、貴市区町村に対する令和 8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

については、10月15日までに上記名簿に本籍を付して、釧路検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8人
	第2群	8人
	第3群	7人
	第4群	8人
	合計	31人